

## 平成 30 年第 2 回定例会 提出案件説明資料

6 月定例会に提出する案件は、条例の一部改正の専決処分につき承認を求める案 2 件、条例案 5 件、予算案 3 件、契約案 2 件、財産の取得案 3 件、市道路線に関する案 2 件、同意案 6 件、合わせて 23 件です。

### 1. 条例の一部改正の専決処分につき承認を求める案 2 件

**承認第 1 号 南アルプス市税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて**

地方税法等の一部を改正する法律が、平成 30 年 3 月 31 日公布されたことに伴い、南アルプス市税条例の一部を改正する必要性が生じ、特に緊急を要するため議会を招集する時間的暇いとまがないことから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、平成 30 年 3 月 31 日に専決処分したので、議会に報告し承認を求めるものです。

**承認第 2 号 南アルプス市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて**

地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成 30 年 3 月 31 日公布されたこと、及び山梨県が平成 30 年 4 月 1 日から国民健康保険に係る財政運営の責任主体になることに伴い、南アルプス市国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じ、特に緊急を要するため議会を招集する時間的暇いとまがないことから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、平成 30 年 3 月 31 日に専決処分したので、議会に報告し承認を求めるものです。

### 2. 条例案 5 件

**議案第 56 号 南アルプス市税条例の一部改正について**

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、固定資産税の特例措置を行うことにより、市内の中小企業を支援するため、本条例の一部を改正するものです。

**議案第 57 号 南アルプス市介護保険条例の一部改正について**

介護保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、第 1 号被保険者の介護保険料の所得段階の判定に用いる合計所得金額から、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額について規定する必要があるため、本条例の一部を改正するものです。

### 議案第 58 号 南アルプス市生涯学習センター条例の一部改正について

南アルプス市白根生涯学習センターの整備に伴い、南アルプス市生涯学習センター条例に位置及び使用料等を規定する必要があるため、本条例の一部を改正するものです。

### 議案第 59 号 南アルプス市公民館条例の一部改正について

現南アルプス市白根中央公民館を廃止し、新たに建設する南アルプス市白根生涯学習センターを南アルプス市白根中央公民館に位置付ける必要があるため、本条例の一部を改正するものです。

### 議案第 60 号 南アルプス市立図書館条例の一部改正について

南アルプス市立白根桃源図書館の移転に伴い、所要の改正を行う必要があるため、本条例の一部を改正するものです。

## 3. 予算案 3 件

補正予算案は、南アルプス市一般会計のほか、2 特別会計の、合わせて 3 会計についてです。

### 議案第 61 号 平成 30 年度南アルプス市一般会計補正予算（第 1 号）

補正額を、96,367,000 円の増額とし、歳入歳出予算の総額を、32,310,646,000 円とします。

## 歳出の主な事業

### (1) 「安全でみどり豊かな人がつながるまちの形成」について

○県民の森周辺施設（エコパ伊奈ヶ湖）等再整備事業 7,701,000 円

4 月 24 日にリニューアルオープンしたエコパ伊奈ヶ湖を、自然体験、森林環境教育等の場として活用していくため、自然を生かしたアスレチック施設などの整備に伴う設計費、及び樹木の間伐木材搬出集積工事費等です。

財源は、合併特例債を見込んでいます。

○コミュニティ活動支援事業

・田島区及び小笠原区戸田町町内会の設備整備費 3,700,000 円

・オーチャード・ヒル区の自主防災備品整備費 2,000,000 円

財源は、全て一般財団法人 自治総合センターからのコミュニティ助成事業の活用により賄うものです。

**(2) 「ともに生き支えあうまちの形成」について**

○生活保護業務運営管理事業 1,620,000 円

生活保護法の制度改正による、生活保護基準額の見直しに伴うシステム改修委託料です。

**(3) 「うるおいと活力のある快適なまちの形成」について**

○南アルプスブランド戦略事業 8,594,000 円

市内農業者が実施するシャインマスカットの加温ハウス設置に伴う補助金です。

財源は、県支出金の産地パワーアップ事業推進費補助金を見込んでいます。

○市単土地改良事業 4,893,000 円

老朽化により倒壊した農業用水路を改修するための測量設計業務委託料です。

**(4) 「心豊かな人と文化をはぐくむまちの形成」について**

○スポーツ推進委員運営事業 984,000 円

ニュースポーツである「フロアボール」教室を実施するための経費です。

財源は、一般財団法人地域活性化センターの公共スポーツ施設等活性化助成金を見込んでいます。

○甲西文化財調査事務所解体事業 40,825,000 円

公共施設再配置方針に基づく、甲西文化財調査事務所の解体、旧若草支所内への収蔵品保管庫の整備及び収蔵品の移転経費です。

財源は、合併特例債を見込んでいます。

以上、歳出予算の財源としましては、国・県支出金、諸収入、繰入金、市債を見込んでいます。

**議案第 62 号 平成 30 年度南アルプス市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）**

補正額を、1,568,000 円の増額とし、歳入歳出予算の総額を、7,462,075,000 円とします。

○職員減員に伴う臨時職員の賃金です。

**議案第 63 号 平成 30 年度南アルプス市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）**

補正額を、4,432,000 円の増額とし、歳入歳出予算の総額を、5,723,785,000 円とします。

○制度改正に伴う介護保険システムの改修費等です。

#### 4. 契約案 2 件

##### 議案第 64 号 巨摩保育所改修工事請負契約の締結について

事後審査型条件付一般競争入札により、甲信建設工業・ナカゴミ建設巨摩保育所改修工事共同企業体と 169,560,000 円で請負契約を締結するものです。

##### 議案第 65 号 ふるさと文化伝承館改修工事請負契約の締結について

事後審査型条件付一般競争入札により、長田組土木・市川工務店ふるさと文化伝承館改修工事共同企業体と 185,760,000 円で請負契約を締結するものです。

以上の 2 案件につきましては、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第 2 条の規定により、議会の議決を経る必要があるため提出するものです。

#### 5. 財産の取得案 3 件

##### 議案第 66 号 財産の取得（旧若草支所書架）について

旧若草支所に設置する「書架」を取得するもので、指名競争入札により、株式会社 正直堂 南アルプス店と 24,375,600 円で物品購入契約を締結するものです。

##### 議案第 67 号 財産の取得（消防ポンプ自動車（CD-1 型））について

南アルプス消防署に配備する「消防ポンプ自動車」を取得するもので、指名競争入札により、有限会社 ヤマト商事と 46,438,429 円で物品購入契約を締結するものです。

##### 議案第 68 号 財産の取得（救助工作車（Ⅱ型））について

南アルプス消防署に配備する「救助工作車」を取得するもので、指名競争入札により、株式会社 モリタ東京営業部と 124,199,144 円で物品購入契約を締結するものです。

以上の 3 案件につきましては、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第 3 条の規定により、議会の議決を経る必要があるため提出するものです。

#### 6. 市道路線に関する案 2 件

##### 議案第 69 号 市道路線の認定について

開発行為等により寄附された 4 路線を市道認定するものです。

## 議案第 70 号 市道路線の変更について

県道移管に伴う路線の見直しにより 1 路線の起終点地番等を変更するものです。

## 7. 同意案 6 件

### 同意案第 2 号 教育長の任命について

こまつしげひと  
小松重仁教育長の任期満了に伴い、同教育長を再任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものです。

### 同意案第 3 号 公平委員会委員の選任について

ありいずみきみ お  
有泉公雄委員の任期満了に伴い、同委員を再任したいので、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものです。

### 同意案第 4 号 固定資産評価員の選任について

ひかわゆうじ  
樋川勇二評価員より退任の申し出があったため、新たに税務課長の さくらもとたつや 櫻本竜哉を選任したいので、地方税法第 404 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものです。

### 同意案第 5 号から第 7 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

いとうよし み なかごみとしひこ しのはらみきお  
伊東義己委員、中込敏彦委員、篠原操委員の任期満了に伴い、同 3 名を再任したいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものです。

以上